

平成11年12月  
No.318

# しげのぼ



## 広報

町の動き(11月1日現在)

世帯数……8,157(+ 8)  
人口……22,719(+21)  
男……10,869(+11)  
女……11,850(+10)

まちづくりポスト意見要旨 ……2  
コンピュータ2000年問題 ……3  
老人保健/税金 ……4・5  
保健/女性だより ……6・7  
シリーズ介護保険制度⑦他 ……8・9  
参加者募集 ……10  
シリーズ人権 ……11  
新指定文化財紹介 ……12  
国民年金・Let's English ……13  
インフォメーション ……14  
こんなことあんなこと ……15  
戸籍の窓・おめでとう ……16



サンタさん  
くるといいな

HOLIDAY

# 「しげのぶ・まちづくりポスト」

## 貴重な提言ありがとうございました。

「しげのぶ・まちづくりポスト」にご意見・ご提言をありがとうございました。

町民の皆様の率直な声をお聞かせいただくため、8月から実施しました「しげのぶ・まちづくりポスト」には、10月末日の締め切りまでに73名の方から貴重なご意見・ご提案が寄せられました。

早急に対応できるもの、期間を要するもの、国や県と協議しなければならないものなど、多方面にわたっておりましたが、可能なものから順次町政に反映させる方針で、担当課に指示を致しました。

お寄せいただいたご意見、ご提言の主なものの要旨は下記のとおりです。

どうもありがとうございました。

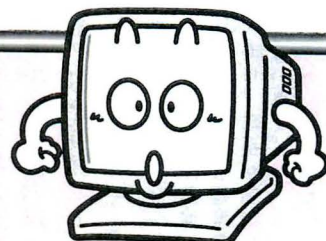
重信町長 和田 治樹

- 4月から始まる介護保険制度の内容を町民に詳しく周知してください。
- 「みどりと文化の町」にふさわしい音楽ホールの建設を望みます。
- 下水道の早期着工を望みます。
- 親子と一緒に、また、保護者同志の交流を深めるためにも、児童館があればいいです。
- 少子化対策についてどのように考えていますか。
- 生活道路を早急に改善してください。
- 役場移転後の現庁舎の有効な利用を望みます。
- 広報紙で各種団体や個人で活動しているサークルの紹介をしてください。
- 図書館の内容をもっと充実させ、より多い町民の利用を図ってください。
- ごみ置き場の現状等を広報で知らせるなどで、分別収集の徹底を図ってください。また、これからはごみを出さない環境をどう作るか、広い視野で考えるべき時期であると思います。
- 職員の意識改革に努め、住民にやさしい役場になることを望みます。
- 高齢者に対する福祉を充実させてください。
- 町営志津川墓地の維持管理費は使用者に負担してもらおうのいいのではないのでしょうか。
- 町民会館大ホールの傷みが目立ちます。改修を望みます。
- 自然を生かした森林公園の整備を進め、ひとがどんどん集まるような場所を作ってください。
- 新庁舎は、全館禁煙にし、また弱者にやさしい作りになるよう希望します。また、各課の仕事内容をわかりやすいように表示していただけたらと思います。
- 重信町のホームページの早期開設と、またその内容を充実したものにしてください。
- 町民みんなが参加できる、ツインドームや総合公園を使ったイベントを企画してほしいです。
- 町内の小学校間で交流事業をすればいいのではないのでしょうか。
- 緑を生かした町づくりを進めるため、花いっぱい運動の展開や現在ブームのガーデニングを生かした庭園のコンクールを開催してはどうでしょうか。

# 西暦2000年問題 重信町は大丈夫!

## 西暦2000年問題とは?

「西暦2000年問題」をご存知ですか。最近よく耳にする言葉ですが、別名「Y2K (Y=年、K=千)」とも呼ばれています。これは2000年1月1日にコンピュータが期間の計算を間違えるなどさまざまな障害が起きるのではないかということです。



なぜ、コンピュータが障害を起こすのかというと、かつてコンピュータ内部で日付管理のため、「年」を西暦の下2けたで表してきました。これは、初期のコンピュータが現在のものと比べて容量が少なく、処理能力も低かったためです。今年1999年は「99」で、来年2000年は「00」となりますが、1900年の「00」と同じ形で表すこととなります。そのため、コンピュータは、2000年と1900年の区別ができず、期間の処理を誤るなどの障害が発生してしまいます。たとえば、日常生活に重要な電気や電話などをはじめ金融機関の利息計算、列車や飛行機などの運行管理、身近なところではビデオの録画予約まで、私たちの生活の中でさまざまな形で存在しています。

現代社会では、コンピュータが正常に作動することが前提とされていることから、2000年問題により社会生活に大きな影響が出る恐れがあります。

## 重信町の対応状況は…

重信町では皆さんの大切な情報を守り、住民生活へ影響を出さないよう対策を進めています。役場では、住民基本台帳をはじめとして税金や保険料の計算、納付記録などに皆さんの氏名や住所など必要な情報をコンピュータに保管し、さまざまな業務に活用しています。

このように町の毎日の事務処理にコンピュータは欠かせないものとなっており、2000年問題が発生すると、住民生活に重大な影響が及ぶものと考え、9月1日、「2000年問題対策本部」を設置し、町全体としての取り組みを開始しました。

重信町のコンピュータシステムは、今年4月に2000年問題対応済みのものに更新しましたが、念のため、10月にはシステムの点検や動作確認の模擬テストを実施し、「問題なし」との結果が出ています。

また、住民票発行などの重要業務については「危機管理計画」を策定し、万が一、コンピュータが停止した場合、日常業務をどのような手段で行うかなどを定めました。

更に、問題発生が予想される年末年始には、不測の事態に備えて、職員を配置し待機・監視体制をとるとともに、1月3日に最終の動作確認作業を実施する計画です。

西暦2000年は、もう目の前。町として万全の体制を整え、2000年問題に臨みますが、町民皆さんの冷静な対応が、一番の問題解決につながります。

## 家庭での準備は…

日常生活に重要な電気、通信、交通、金融などは、それぞれにおいて対応策が講じられ、大きな問題は発生しないといわれています。ただし、これは現時点で考えられる範囲内の話です。

万が一、2000年問題による混乱が起きたときのために、家庭における対応方法を今から考えておく必要があります。

「家庭電化製品はメーカーに確認を」

ご家庭のビデオやファックスなど日付に関する家庭電化製品は、影響を受ける可能性があります。製造したメーカーなどにお問い合わせ下さい。

「デマに惑わされないこと」

テレビやラジオから正しい情報を収集し、冷静な行動をとりましょう。

「2000年問題とは何か、家庭で話し合っておきましょう」

あらかじめ家族の所在をはっきりしておき、連絡先などを確認しておきましょう。

## 相談窓口

愛媛県コンピュータ西暦2000年問題対策本部 (企画環境部・統計課)  
☎941-3360・941-3365 e-mail/y2k@pref.ehime.jp

重信町コンピュータ西暦2000年問題対策本部 (企画財政課・電算室)  
☎964-2001(代) e-mail/densan@town.shigenobu.ehime.jp

# 老人保健

## 満70歳からは老人保健

老人保健制度は、国・県・市町村・保険者などが、高齢者のために医療費を負担する制度です。

70歳の誕生日の属する月の翌月から(誕生日が一日である時はその月から、また寝たきりなどの場合は六五歳以上)どの保険に加入していても老人保健で医療を受けるようになります。

70歳になる人に対しては、事前に老人保健制度についての通知を行います。「医療受給者証」と「健康手帳」をお渡しします。通知書を持参の上、役場保険年金課までお越し下さい。

病院にかかるときは、必ず「保険証」「健康手帳」「医療受給者証」を医療機関の窓口へ提示して下さい。

「健康手帳」には、健康診査の結果や健康教育、健康相談などの内容、お医者さんの診療内容や処方薬の内容などを記録します。受診の際には必ず持って行き、記入してもらってください。

※寝たきりなどの人は、七〇歳未満六五歳以上の人で厚生省令で定める程度の障害の状態にあり、町長が認定した人のことを言います。

## 窓口で支払う一部負担金

(1日あたり)

<b>530円</b>	<b>外来</b>
同じ医療機関において1か月4回まで負担(最高2,120円)。	
<b>1,200円</b>	<b>入院</b>
※食事代は別途定額負担 住民税非課税世帯等で高齢福祉年金を受けている人は、1日500円	

## 入院給食費の負担金

病気やケガで入院し療養の給付を受けるとき、他の療養にかかる医療費と別枠で、食事については次のように定額負担していただくことになります。

(1日あたり)

一般加入者		760円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	650円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	500円
住民税非課税世帯等で高齢福祉年金をうけている人		300円

※住民税非課税世帯等の方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市区町村の担当窓口で申請を行ってください。

## 払い戻されるもの

次のような場合、医療機関に全額支払いますが、あとで町に請求して払い戻しを受けることになります。ただし、この場合適正な医療と認められる場合に限られます。

- ① 急病でやむをえず被保険者証、健康手帳、医療受給者証をもたずに医師にかかったときの医療費。
- ② 医師が必要だと認めたらコルセットなどの治療装具代。
- ③ 医師が必要だと認めたらマッサージ・あんま・はり・きゅうなどの施術料。
- ④ 骨折・ねんざで柔道整復師の施術を受けたときの費用。(保険の取り扱いをしている柔道整復師で施術を受けた場合には、医療機関と同様に一部負担金で施術がつけられます。)
- ⑤ 輸血をしたときの生血代。



## 特定疾病

高額な治療を継続して行う血友病や人工透析が必要な慢性じん不全の人は、「特定疾病療養受療証」が受けられます。対象者の方は、役場保険年金課で申請手続きをして下さい。

## その他届け出一覧

転入してきたとき	印かん・被保険者証	14日以内に
転出するとき	印かん・健康手帳(医療受給者証)	転出するとき
死亡したとき	印かん・健康手帳(医療受給者証)	14日以内に
住所が変わったとき	印かん・健康手帳(医療受給者証)	14日以内に
医療保険の変更及びそつ失	印かん・被保険者証 健康手帳(医療受給者証)	14日以内に
65歳以上でねたきりなどになったとき	印かん・被保険者証 身障手帳 国民年金証書 診断書のいずれかの書類	認定をなるべく早く
生活保護を受けるようになったとき	印かん・健康手帳(医療受給者証)	すみやかに

## 「老人保健で医療を受けるあなたへ」

重信町の平成10年度老人医療受給者数は、2,749人でした。医療費は24億5,606万円で前年度より7.2パーセント増加しています。また一人当たりの医療費でみると893,000円となっています。

普段から、健康づくりに留意して、医療費の低減に今後共ご協力をお願いします。

# サラリーマンの確定申告

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収されることになっていきます。一年間に源泉徴収された所得税の合計額と、その年の給与と総額について納めなければならぬ税額との過不足額は、その年最後の給料やボーナスが支払われる際に、「年末調整」によって精算されることになっていきます。

大部分のサラリーマンは、この「年末調整」によってその年の納税が完了します。

しかし、サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合がありますので、そのあらましを説明しましょう。

## 【確定申告をしなければならぬ場合】

平成一一年中の所得から配偶者控除等の所得控除の合計額を差し引き、算出した税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅取得等特別

控除額、年調定率控除額の合計額よりも多い人で、次のような場合には、確定申告をしなければなりません。

- ①平成一一年分の給与の収入金額が二〇〇〇万円を超える場合
- ②給与を二カ所以上受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額(地代、家賃、原稿料など)の合計額が二〇万円を超える場合
- ③給与を二カ所以上から受けている場合で、年末調整されなかつた給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が二〇万円を超える場合

平成一一年分の所得税の確定申告と納税の期間は、平成一二年二月一六日から三月一五日までです。正しい申告と納税を期間内に済ませましょう。

## 【確定申告をすると所得税が還付される場合】

確定申告をしなくてよい人でも、次のような場合には、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

## 1 雑損控除の適用を受けられる場合

地震、火災、風水害などの災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合には、次の(1)と(2)によって計算した金額のうち、いずれが多い方の金額が雑損控除として所得金額から控除されます。

- (1) 損害額から所得金額の一〇%を減じた金額
- (2) 損害額のうち災害関連支出の金額から五万円を減じた金額

## 2 医療費控除の適用を受けられる場合

病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合は、一定額が医療費控除として所得金額から控除されます。

## 3 住宅借入金(取得)等特別控除の適用を受けられる場合

一定の要件に当てはまる家屋の新築、購入または増改築等をして、平成六年一月一日から平成一一年一月三十一日までの間に居住の用に供した場合(新築、購入または増改築

等の日から六カ月以内に居住の用に供した場合に限り)で、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年から六年間(平成一一年中に居住の用に供した場合は一五年間)の各年分の所得税の額から、一定の金額が控除されます。

サラリーマンが住宅借入金(取得)等特別控除を受けられる場合は、最初の年は確定申告をすることが必要ですが、その後の年については、年末調整で受けられることになっていきます。

1から3までの控除を受ける場合は、領収書や証明書を確認申告書に添付することが必要です。

## 【給与所得がある人の定率減税】

平成一一年分の所得税定率減税の精算は、通常、年末調整で行われますが、次の点にご注意ください。

○給与が二カ所以上から支払われている場合の従たる給与の支払を受ける人、給与の額が二〇〇万円を超える人、年の途中で退職した人で年末調整を受けなかつた人、労働した時間や日によって給与の支払を受ける給与所得者(いわゆる内欄適用者)については、源泉徴収段階で定率減税の適用を受けた上、最終的には、確定申告の際に定率減税額を精算することになります。

○年末調整によって定率減税額の控除を受けられる人でも、給与所得以外の所得があるため確定申告の必要のある人、医療費控除を適用して確定申告をする人は、確定申告の際に定率減税額を精算することになります。

## 【退職所得がある人の定率減税】

退職所得については、その支払を受ける際の源泉徴収の段階では定率減税の適用はありません。このため、その退職所得を含めて平成一一年以後の各年分の所得税の確定申告を行うことにより、退職所得から源泉徴収される所得税について定率減税の適用を受けることができる場合があります。

詳しくは、お気軽に最寄りの税務相談室や税務署にお問い合わせ下さい。

健康改善教室

楽しく動いて健康づくり

～心もからだも  
リフレッシュ～

なんだか気分がすっきりしない  
と思っていたら、からだもだるく  
なってきた……という経験はあり  
ませんか。家に閉じ込もりがちな  
寒い季節は、そのように感じる方  
も多いのではないのでしょうか。

今回は、みんなで楽しめるレク  
リエーションを計画しました。こ  
の冬を活動的に過ごすヒントもい  
っぱいです。楽しく笑って心の疲  
れをとってみませんか。

その他に、仕事場や台所で空い  
た時間を利用してできる体操(腰  
痛・肩こり予防)をします。

みなさんの参加をお待ちしてい  
ます。

※当日は、動きやすい服装でおこ  
うください。

とき 一月一七日(月)

午後一時三〇分～三時

ところ 町民会館 二階

第一・二研修室

講師 佛総合リハビリテーション

サービス

作業療法士 門田 典子先生

申し込み 一月一四日(金)までに電

話で申し込んでください。

☎九六四一四二七〇(保健婦室直通)

愛媛エイズ予防週間

感染の可能性がある人は  
HIV検査を!!

「世界エイズ  
デー」です。

愛媛県では、一月一日か  
ら七日までの一週間を「愛媛  
エイズ予防週間」と定め、各  
保健所において、夜間電話相  
談及び夜間血液検査を実施い  
たします。エイズで悩み・不  
安・疑問等を抱いている方  
は、是非、御利用下さい。

この機会に現代人の常識と  
してエイズの正しい知識を持  
ち、誤解や偏見をなくしまし  
よう。

夜間電話相談  
とき 一月一日(水)、二日(木)、  
三日(金) 午後五時～八時  
☎九三一一四〇三六  
☎九三一一八四五五

夜間血液検査  
とき 一月一日(水)、二日(木)、  
三日(金) 午後五時～八時

ところ 松山中央保健所一階予  
診室(松山市北持田町二二三)

料金 無料

プライバシー等秘密は絶対  
に守ります。お気軽に御利用  
下さい。

下さい。

☆今月の保健日程☆

〈母子保健〉

と き	事 業 名	対 象	受付じかん	と ころ	
12月	8日(水)	3歳児健康診査	H8年5月・6月生	13:30～14:30	町民会館
	9日(木)	10ヵ月児乳児相談	H11年2月生	9:45～10:00	
	9日(木)	4ヵ月児健康診査	H11年7月生	13:30～14:30	
	10日(金)	育児相談教室ーピカピカくらぶ	幼児と保護者	9:30～11:00	南吉井保育所
	17日(金)	育児相談教室ーくまさん教室	幼児と保護者	9:30～11:00	
1月	7日(金)	育児相談教室ーピカピカくらぶ	幼児と保護者	9:30～11:00	町民会館

〈老・成人〉

①健康相談

と き	事 業 名	対 象	開催じかん	と ころ	
12月	7日(火)	いきいき健康相談(要予約964-4170)	住 民	15:00～17:00	訪問等
	10・24日(金)	栄養相談(要予約964-4170)	住 民	9:00～11:00	町民会館
	17日(金)	健康生活相談	住 民	9:00～11:00	役場保健婦室
1月	7日(金)	健康生活相談	住 民	9:00～11:00	役場保健婦室

②健康教室

と き	事 業 名	対 象	開催じかん	と ころ	
12月	10日(金)	健康改善教室⑦「冬の健康づくり」	住 民	13:30～15:00	町民会館

③機能訓練(リハビリ)

と き	事 業 名	対 象	開催じかん	と ころ	
12月	20日(月)	リハビリ教室	住 民	13:30～15:30	町民会館

※おおむね翌月の10日までの行事予定を掲載しています。

# 女 性 だ よ り

## 国際交流サロン

### ブラジルからコンニチワ

ブラジル(首都ブラジリア)といえば、面積が日本の二三倍、世界最大の熱帯雨林、アマゾン川、自分のルーツが分からない程の多民族国家、多数の日系人、サッカー、リオのカーニバル、リズム(ルンバ・タンゴ・サルサ・ボサノバ・レゲエ等)が有名です。



国際交流サロンでは、愛媛大留学学生のアンドレ・フライル・クルスさん(写真)を招き、ブラジルの文化や家庭等、身近な話題についてお話しして頂きました。ブラジル人は、何事も深刻に考えず、大らかで前向きにハッピーに取り組む陽気な国民性でストレス等無いとのこと。大変うらやましい限りです。

終わりに実演したエイトビートのブラジル太鼓と重信の和太鼓との共演は、微妙にマッチして心がときめく楽しいひとときでした。

また、前重信町A

L(T(英語指導助

手)のピーター

先生からう

れしいレタ

ーが届きま

した。

「重信町の

皆さん、お

元気ですか。

来年四月フ

イアンセのス

テフアニーと結

婚します。重信町に

彼女を連れて行きたいと

思っています。」

かわいい彼女に会える

のを心待ちにしています。

未長くお幸せに…。

(代表 橋本多賀子)

## 婦 人 会

### ひまわり講座

一〇月七日、人権問題女性学習会「ひまわり講座」を開催いたしました。女性の立場から、家庭や職場における人権教育の推進を図り、人権問題に対する正しい認識を深めることを目標に学習会を開きました。

講師に愛

媛女性少年

室室長の

前川富子

先生を招

き、「私

たちと均

等法」と

題して講

演いただき

ました。

国は、二一

世紀に向けて自分ら

しい生き方ができる社会

を創ろうということ

で、男女共同参画社会基本法

の成立、また男女雇用機

会均等法、労働基準法、

育児・介護休業法などを

平成九年六月改正しまし



た。そして、女性が差別な能力を発揮できる機会と待遇の確保と働く女性が安心して子供を産むことができるよう、また職業生活と家庭生活が両立できる条件を整備、解消することを目指しました。そして

セクシユアル

ハラスメン

ト防止のた

め事業主

の雇用管

理上の配

慮が義務

づけられ

たことな

ど講義下

さいました。

女性の意識

の変化や男性の

考え方が変わった

ことで、今後専門機関を

中心に幅広い取り組みと

それぞれの立場での意識

の調和が大切であり、あ

らゆる視点で学習しなけれ

ばならないと思いました。

(文化部 安永力ヤ子)

## 女 性 塾

### 輝いて重信町文化祭に参加して

今年も好天に恵まれ、第三五回重信町文化祭が盛大に行われました。

女性塾は、環境と福祉の面から「古新聞の処理」「廃棄図書処分」「生ゴミリサイクル機の展示説明」と「車椅子体験」に取り組みました。

ずらりと並んだ六〇〇冊の廃棄図書はほとんど引き取られ、八〇冊余を残すのみとなりました。古新聞紙についてはアンケートを実施、ほとんどの人がリサイクルするべきと答えていました。愛媛新聞も再生紙を使う回数を増やすそう、古新聞は町全体で回収される事が望まれます。

「車椅子体験」は、社会福祉協議会の方に指導していただき練習しました。体験したある子供は、車椅子に乗っている人は大変だろうと気づいていました。道路が整備される事。不由な方の身になって考えてみる事。

これだけでも車椅子にさわった効果があったのではないかと思います。若い塾生のフリーマーケットも、にぎやかになり広げられて文化祭のムードは盛り上がりました。

テントの設営その他、文化協会や職員の方にお世話になりました。また、町民の皆様方にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

(塾生 猪原宣子)

# ここが知りたい介護保険(申請から認定まで)

サービスの提供開始まで4カ月となった介護保険制度。この制度をより理解していただくため、役場介護保険係では、説明会を各地区で開催しました。

今回は、申請から認定までに関するQ&Aを掲載いたします。



地区説明会の様子



**要介護認定の申請は、どんなときに行うのですか？病院にかかったときなどすべて申請するのですか？**



寝たきりや痴呆などで自宅や施設で介護が必要な方で、介護保険のサービスを利用する方が要介護認定申請をする必要があります。現在心身が健全な方は申請をする必要はありません。

なお、現在の医療制度は、そのまま残りますので、医療が必要であれば今までどおり医療保険を利用していただくようになります。



**申請が始まり、調査員が実際調査をしていると思います。対象者の状態は、日々変動するわけですが、正確な調査はできるのですか？だれか付き添っておくべきではないですか？**



調査においては、国から詳細なマニュアルが示されており、高齢者にはいろいろなケースがありますが、その判断基準については、調査員は研修を受講済みです。基本的には、日頃介護されているご家族などに立ち会っていただき、その方の普段の状態について、聞き取り調査を行います。



**申請から認定を受けるまでに要する期間が30日くらいということですが、急にサービスが必要になった場合は、認定を早くすることができますか？**



急にサービスが必要となった場合は、認定結果を待たずに受けることもできます。認定の有効期間は、申請日までさかのぼりますので、要支援以上と認定されれば認定までの間に受けたサービスも対象となります。ただし、審査判定結果が非該当(自立)となった場合、保険給付はされませんし、また、認定されてもその区分の利用限度額以上のサービスを利用していた場合、利用限度額を超えた部分は全額自己負担となります。



**かかりつけ医は、町外でもいいのですか？意見書の作成依頼は、誰がするのですか？**



かかりつけ医は、町外でもかまいません。また、意見書の作成は、町から依頼します。



**認定審査会において、1人の審査判定時間が5分程度と聞いていますが、それくらいの時間で正確な判定ができるのでしょうか？**



審査会の委員には、保健・医療・福祉のそれぞれの専門家に依頼しており、判定資料については、各委員へ事前に送付し、審査会当日までに検討していただくこととしています。平均すれば5分位になるかもしれませんが、委員の見解がわかるようなことがあれば、十分時間をかけて判定されます。



**認定の公平性は、保たれるのですか？**



認定にあたっては、まず、全国一律の85項目からなる訪問調査を行い、その結果をもとにコンピューターによる一次判定を行います。次に一次判定の結果と主治医の意見書や訪問調査で書き取ってきた特記事項をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される認定審査会で二次判定を行うこととなります。重信町の場合、二次判定を行う認定審査会を温泉郡3町で共同設置していますので、重信町単独で行うよりも範囲が広くなり、より公平性が高まるものと考えています。

## 代行申請詐欺にご注意ください。

要介護認定の申請受付開始に伴い、申請の代行を行うと称し、高齢者などから現金をだまし取る事件が全国で発生しています。

法律では、報酬を得て申請代行できるのは、社会保険労務士、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設に限られていますが、重信町内の居宅介護支援事業者については、現在のところ無料で申請の代行が行われています。

高額の代行料金を請求するなど、不審な代行申請の話を持ちかけられた場合には、身分証明の提示を求めると十分にご注意ください。



新設

# 介護保険図書コーナーをご利用下さい

(図書館)

平成一二年四月から介護保険制度がスタートします。高齢化社会が急速に進むなかで私達は、誰もが老後に不安を抱いている事と思います。

人は皆、平等に年を重ね、やがて老いはやってきます。お互いに老後も安心して暮らせる社会でありたいものです。

介護保険について、利用の際の手続きはどのようになればよいのか、介護保険制度の導入で現在とどう変わるのか等、正しくサービスを受けるために、町民の皆さんに介護保険について少しでも理解を深めていただけたらと、介護に関する本を購入し、新しくコーナーを設けました。

役場保険年金課の介護保険に関するパンフレットも揃えてありますので、ご利用下さい。

重信町立図書館  
☎九六四一三四一四

## たとえば (一部です)

### 「上手に使おう 介護保険」

むさし書房  
実野 勝久  
牧村 順一 著

「いつから実施されるのですか？」  
「加入は強制されるのですか？」  
「加入者の年齢基準はあるのですか？」  
「保険料はいくらなのですか？」  
介護保険の基礎知識が問答式で書かれています。



### 「介護保険の 上手な利用法」

中央経済社  
太田 哲二  
竹本 善次 著

介護保険を正しく理解できるよう、その仕組み、申請の方法、サービスの上手な受け方等やさしく解説しています。



### 「介護保険は こう決まった！」

日本法令  
佐藤 義夫 著

介護保険制度についてできるだけわかりやすく「Q&A」形式で具体的に書かれています。



### 「介護の現場 -NHKに寄せられた 222通の手紙から-」

NECクリエイティブ

実際に介護を経験された生の声がつづられています。



## 親子お話し会

- 図書館2階のお話コーナー室をお子さん連れの方々に開放しています。  
また、第2・4土曜日午後2時から3時まで、幼児を対象に絵本や紙芝居の読み聞かせを開催しています。子供さんをお持ちの方は、ぜひご参加下さい。
- 只今、お話し会ボランティアメンバーを募集しています。子供たちに夢を託したい方、熱意のある方、又、語りについて興味のある方は参加してみませんか。

## 源氏物語講座

紫式部が私たちに語っている声を一緒に聞いてみませんか？

とき 毎月第1・3水曜日  
午後1時30分～午後3時30分

ところ 町民会館1階婦人室

会費 月2,000円

講師 重松 紀彦 先生

連絡先 西田 ☎964-3899  
高田 ☎964-9617  
大西 ☎964-7225  
重信町立図書館 ☎964-3414



# しげのぶ 国際音楽の日記念コンサート

一〇月二日、三日の両日、「第二回しげのぶ国際音楽の日記念コンサート」は、予想以上の反響に喜びながら、無事に開催できました。オーケ



ストラ(愛媛大学交響楽団)、ピオラ・ダ・ガンバ(平尾雅子氏・頼田麗氏)とチェンバロ(副島恭子氏)によるバロック音楽という異色の組み合わせで、幅広い層の音楽ファンにご堪能いただけたと思っています。

「世界の人と音楽をつなぐ心の輪」という国際音楽の日の思いが、一人でも多くの人の心に届きますように。音楽の楽しさを、身近に味わう機会を、今後も作っていかうと思えます。今回、お手伝い下さった方々に感謝申し上げます。また、みなさんも、これから一緒に、この会を運営してみませんか。

(国際音楽の日記念実行委員会)

## 文化祭 川柳の部 特選句

上岡喜久子選

慣れてきてナーズ身の上話する

どきどきがわくわくとなる合格日

その訳も聞かずすんなり借してくれ

不沈艦の驕りが海に裁かれる

東 とも子

松岡 悦子

三好 幸子

越智 貞子

## 新春文芸・囲碁将棋大会 1/18(土) 1/19(日)

### 囲碁大会

とき 一月八日(土)  
受付 午前八時三〇分〜  
開始 午前九時  
ところ 町民会館一階 和室

### 将棋大会

とき 一月九日(日)  
受付 午前八時三〇分〜  
開始 午前九時  
ところ 町民会館三階 和室  
参加費 (囲碁将棋共に)  
大人一、〇〇〇円  
学生(小学生以上)五〇〇円

### 申し込み方法

町民会館にある申込書に参加する級別を記入し、現金を添えて申し込んで下さい。

### 申し込み期限

一月二十四日(金)までに町民会館内文化協会事務局へ  
(当日の受付は致しません)

### 俳句大会

とき 一月九日(日) 午後一時〜  
ところ 町民会館一階 和室  
席題  
当日投句  
当季雑詠一人三句で、未発表作品に限る。

### 選者

未定

### 備考

兼題句の募集なし。

### 川柳大会

とき 一月九日(日)  
午後一時三〇分〜  
三時三〇分  
ところ 町民会館一階 婦人室

### 宿題

「たつぷり」「ミニ」「好奇心」「守る」の四題のそれぞれに、二句を投句する。

選者 上岡 喜久子先生

### 投稿期限

一月二十四日(金)までに、町民会館内文化協会事務局へ

### 短歌大会

とき 一月九日(日)  
午後一時三〇分〜  
ところ 町民会館二階 青年室

### 応募数

一人当季雑詠二首で未発表作品に限る。

選者 武市 公子先生

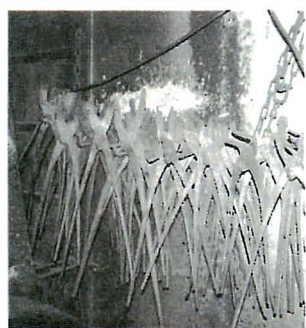
### 投稿期限

一月二十四日(金)までに、町民会館内文化協会事務局へ

## 歴民12月の展示

志津川・八反地で、五〇年にわたって鍛冶屋さんを営まれていた「宮田八百一」さん

### 職人としての心展



平井の別府鍛冶屋で徒弟修業後、横河原で鍛冶場を開き、石手の間国宝刀匠高橋貞次について刀匠としての道半ば、戦役に…。

敗戦後、シンガポールで労役に服し、帰国後、師貞次に請われても刀匠となることを固辞。

生涯「野鍛冶」として貫き通した人です。

農家は、争うように八百一さんの鍛えた農具を求めました。

一月末まで。

### 一二月の休館日

6・13・19・20・23・27  
29・30・31日

# シリーズ

## 子どももだつて「一人前」

### 「児童の権利に関する条約」の 基本的な考え

# 人権

ちっちゃいけれど子どももだつて一人前の人間なんだ。  
のびのび元気に生活する権利があるんだ。

これは、「法務省・全国人権擁護委員連合会」から出ているポスターの言葉です。(町民会館のロビーにも掲示しています。)

これを見たとき、「一人前」という言葉にちよつと違和感を覚えましたが、皆さんはどうでしょうか。

私たちは、「一人前」とは、おとなと同じ能力・資格をもつことを意味し、小さい子どもには当てはまらない言葉として使ってきました。

では、ポスターの言葉はどう解したらよいのでしょうか。

この「一人前」というのは、「児童の権利に関する条約」の基本的な考え方です。すな

わち、子どもは、保護の対象としてだけでなく、権利を行使する主体(主人公)として認めるといふことなのです。これは、まさに「一人前」にほかなりません。

ポスターの言葉を見て「一人前」に違和感を覚えたといいことは、私自身の人権感覚(意識)にかかわることなのです。子どもを保護の対象としてしかみていなかったのです。子どもだけでなく、女性、高齢者、障害者等すべての人々を、弱者を保護するという視点からではなく、権利を行使する主体者であるという視点で考えていかなければならないのです。

さて、「児童の権利に関する条約」で目指している子どもの人権尊重を実現するために法務省と全国人権擁護委員連合会では、平成六年に、「子どもの人権専門委員」を作りました。

「子どもの人権専門委員」は、アンケート調査や「子ども人権相談所」の開設により、常に子どもの人権に関する情報の収集に努めることにも、PTA、子ども会、婦人会等との連携を深め、子どもが発信する人権SOSをいち早くキャッチし、その解決に努めています。悩みごとがあれば気軽に相談してみましよう。

子どもの人権侵害がいろいろ問題になっていきます。子ども同士の間にもみられる「いじめ」等の問題、親と子の間にみられる「虐待」「放任」「過干渉」等の問題、教師と子どもとの間にみられる「体罰」「えんぴつき」「校則」等の問題。これらの中には、子どもを権利行使の主体者とみれば起こり得ない問題がたくさんあります。

私たちは、自らの人権感覚を振り返り、自己変革を図らなければなりません。

## 子供をもっともつと知るために

重信町いじめ・不登校問題連絡会議

### 夢と希望の二〇〇〇年に向かって

～心豊かにはばたこう～

一輝いて今、ときめいてin 重信町ー 菊の香りも高く文化祭も盛会におわり、たくさんイベントにすばらしい思い出ができたことでしょう。いよいよ、一九九九年も今月のみ、夢と希望に満ちた二〇〇〇年代を迎えようとしています。

二〇世紀は、戦争と平和の時代、日本は大戦争後、まれにみる経済発展を遂げ、物も豊かになり、飽食の時代を迎えました。いかにひもじさから逃れ「腹一杯食べてみたい」から、いかに痩せるか、拒食症まで出る時代への変化。消費者は王様とおだてられ、物を粗末にする。礼節を忘れ、公衆道徳も低下し、今やあいさつ運動をもしなければならぬ有様です。

物の豊かさに反し、心が貧しくなったと嘆く戦前・戦後の貧しい時代を体験した人々は、これでいいのかと深い思いにとらわれているのではないのでしょうか。

青少年の健全な成長を願い

※悩み相談は、☎九六四一三 四三七へ



木樋フタ

(現松山市)と池水の使用について取り交わした文書には「源兵衛谷池」と記されていますので、なまつて源兵衛池になったかと思われます。

昭和五六(一九八〇)年、上村の改良区は、漏水著しい池の堤防底樋替えを申請、五九(一九八三)年の第二期工事のとき、パワーシャベルで堤防の土を除く運転をしていた上林の桂浦善吾さんの目にとまったのが、

紫に光る刻字蓋が姿を現した時の光景は「神秘」としか言いようがなかったと、当時を知る人は語ります。樹齢何百年かの赤松に、がっちり刻み込まれた大らかな字體。偶然とはいえ、よくぞこの刻字蓋に出会い、傷つかずに上げられたもの。

歴史を語る「いつ、だれが、何のために」の三条件が揃っているんで

# 上村「源兵衛谷池」木樋ものがたり

拜志地区の上村から下林にかけての農業用水は、溜め池が主流。「船川・宮前・彦八・平尾・古池・阿弥・砂上・ウスガ谷・芋根・岡」などなど大小の池が点在します。

その中の「源兵衛谷池」の木製の底樋が、町文化財に指定されました。土地の人は「源兵衛池」と呼びますが、二三〇年ほど前の明和九(一七七二)年に、お隣りの津吉村

白い丸石。日置いて一mの深さで厚さ二cmの板とそこの下の刻字板。桂浦さんのシャベルは次々と歴史を掘りあげました。

水に濡れ、黒



門樋を掘る



木樋文字

すから価値十分。ところがその後の運命が、気の毒でした。

あれこれあって、図書館のアプローチ横に置かれたのですが、しばらくして「汚い、そぐわない」とかで、図書館裏の西日ガングンの場所に移されて何年か…埋め戻された二〇本の他の木樋

その後、硬化剤で固め、歴民の第二展示室に常設。その道の人には「貴重なものがありますなあ」と、感嘆されるのですが、歴民の展示・解説が今ひとつらしく、一般の方には、「何だ

文政十丁亥 惣樋替 才許方

与頭 大工

見奈良村庄屋 丈太郎 万吉 新蔵

郷筒 林衛門 円次 林介

は、それなりの安住の地が得られたと言えますが、この刻字木樋は災難でした。

発掘時の、手を合わせたくなくなるほどの威厳はごこへやう…。

三年前の夏の午後、重信中の若い先生二〇人ほどにお願ひして、毛布に包み、非常階段をアクロバ

か黒っぽい長いもの」とだけしか映らないよつです。

重信町の歴史は、水に苦しんだ年月といつてもいいほど。

町誌も、水に関する事について九〇ページを割いています。使われた「和釘・かすがい」もともに展示。

新たに指定された8つの文化財をシリーズでご紹介しています。

## 老齡基礎年金について

**Q** もうすぐ、65歳になります。年金を受け取るだけの期間は保険料を納めました。何もしなくても年金は自動的にもらえるようになるのですか？



**A** 老齡基礎年金は、保険料を納めた期間、あるいは免除された期間などを合算して25年以上あった場合に受けることができますが、それだけでは実際に年金を受け取ることはできません。年金を受けるためには、裁定請求を行いその権利があることを社会保険庁に確認してもらう必要があります。

裁定請求は、年金を受ける権利があることを確認してもらう手続きですから、それを証明するため、次のような書類が必要となります。

1. 国民年金手帳
2. 戸籍抄本
3. 合算対象期間があるときはその期間がわかる書類（パスポート等）

これらの書類を用意し、市区町村か社会保険事務所に備え付けてある老齡給付裁定請求書（国民年金・厚生年金保険共通）に必要な事項を記入し、併せて提出してください。また、厚生年金保険の加入期間がある人や障害給付を受けている人などは、ケースによって他の書類も必要となりますので、詳しいことは社会保険事務所にお問い合わせ下さい。

English - English - English - English - English - **ジョージ先生の**

## AN ENGLISH CHRISTMAS

Soon it will be Christmas, the most important festival of my country, Britain.

The festival of Christmas is not just Christmas Day but the week before Christmas Day and for 12 days after Christmas Day. Traditionally everybody puts up their decorations one week before Christmas. These decorations are beautiful. Every house is bright with lights and Christmas Trees and the streets are covered with colored lights.

The Christmas Festival is a time of parties with your friends, family and colleagues. Lunch lasts many hours and then my family watches Queen Elizabeth giving her Christmas message on the TV. But Christmas is also a time when we worship the birth of Jesus Christ. Many people go to church on Christmas Eve, December 24th, and sing and pray about the first Christmas when Jesus was born.

MERRY CHRISTMAS



もうすぐクリスマス、イギリスで一番重要なお祭りの到来です。

クリスマスのお祭りは、一週間前から始まり25日を過ぎても12日間続きます。

我が家では、クリスマス一週間前に家族全員でツリー等の飾り付けをします。これらの飾り付けは美しく、多くの家は飾り付けやツリーで輝き、通りは色とりどりの明かりでうめつくされます。

クリスマスは、友達・家族・同僚達とパーティを開き祝います。食事の後、家族全員テレビの前に座り、エリザベス女王のクリスマスメッセージを聞きます。

しかし、クリスマスはイエスキリストの誕生日を祈るときでもあります。多くの方は、クリスマスイブに、教会へ行き賛美歌を歌いイエスキリストの生誕を祈ります。

楽々VIZUOL-ME!!



English -

## 第51回人権週間

松山地方法務局  
☎932-0888

12月4日から10日までの1週間は「第51回人権週間」です。人権週間は、国民一人ひとりが“人権”というものを再認識し、また、自己の行為によって他人の人権を侵していないか反省してみる週間でもあります。

人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員または地方法務局へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。当町の人権擁護委員は、次の方々です。

- 赤松 孝子 (☎964-8127)
- 八木 光秋 (☎964-3834)
- 橋 茂喜 (☎964-0211)
- 井上 勝美 (☎964-2734)
- 末光 良男 (☎964-6492)

## 法務総合相談所・外国人のための人権法律相談

松山地方法務局  
☎932-0888

とき 12月6日(月)  
午前10時～午後3時  
ところ 松山市役所  
本館11階会議室

相談内容 人権問題、登記、供託、戸籍、国籍相談、遺言、外国人のための人権法律相談(無料・秘密厳守)  
相談担当者 人権擁護委員、弁護士、公証人、法務局職員、英語通訳者、中国語通訳者

## 人権問題に関する総合12時間電話相談

松山地方法務局  
☎932-0888

☎0120-025-550

とき 12月10日(金)  
午前9時～午後9時

相談内容 差別問題、いじめ・体罰、家庭及び近隣関係等人権問題全般(無料・秘密厳守)

相談担当者 弁護士、僧侶や教育者等多種の経験を持つ人権擁護委員、法務局職員

## ミュージカル参加者募集

松山市総合コミュニティセンター  
☎921-8222

平成12年7月22日(土)・23日(日)に第7回市民ミュージカル「眠れる森の美女」の公演を行います。皆さんも出演者やボランティアスタッフとしてミュージカル「眠れる森の美女」に参加してみませんか。重信町の方も大歓迎です。

募集期間 平成11年12月15日(水)～平成12年1月15日(土)

詳しくは、松山市総合コミュニティセンター「市民ミュージカル係」までお問い合わせ下さい。



## おすすめします中退共制度

勤労者退職金共済機構  
☎(082)240-7151

従業員にとって「退職金」は、退職後の生活を支えていくための大きな柱の一つです。

また、退職金制度があるということは、企業にとって優秀な人材を確保し定着を促すとともに、従業員からの信頼感を高めることにもなります。中退共制度に加入すれば、安全・確実しかも有利な退職金制度を手軽に準備できます。

新しくこの中退共制度に加入した企業には、掛金の1/3を国が2年間助成します。

## まごころ銀行

重信まごころ銀行に次の方から金一封を寄付下さいました。温かい善意ありがとうございます。(敬称略)

〈一般寄付〉

重信町生活文化女性塾

〈香典返し〉

北尾豊美(牛 渕) 亡夫・厚

菅田敏子(北条市) 亡母・大野キヌ子

## 自衛隊大隊訓練一般公開

自衛隊松山駐屯地  
☎975-0911

第2混成団特科大隊では、下記の要領で平成12年の年明けに際し訓練始めを実施します。

この大隊訓練は、実戦的な訓練の他、住民の皆様に楽しんでいただくためにふれあいコーナーを予定しています。

とき 1月8日(土) 午前10時～  
ところ 小野演習場(駐屯地近隣)

内容

- 155mm榴弾砲及び35mm高射機関砲を使用した訓練
- ふれあいコーナー  
炊事・試食コーナー  
子供広場コーナー  
(車両試乗及び展示等)

## 国の教育ローン

国民生活金融公庫松山支店  
☎941-6148

融資額 学生・生徒1人につき  
200万円以内

利率 年2.2% (固定金利)  
(平成11年11月16日現在)

返済期間 10年以内

据置期間 在学期間以内で元金据置可能

保証 財教育資金融資保証基金  
または保証人(1名以上)

## 交通事故の発生状況

松山南交通安全協会  
☎958-6558

平成11年11月10日現在

	本年	昨年比
発生	1,211	+62
死者	12	- 2
傷者	1,450	+34

(松山南警察署管内)

- 県下死亡事故、10日間で10人
- 事故原因は見えない、止まらない、とばし過ぎ
- 夕暮れ時、早朝の事故が増加、早めの対応を

## でっかいなあ

### 佐古ダム見学会

上林小学校の四・五・六年生の児童が、佐古ダムを訪れ、建設中のダムや機械の見学をしました。

これは、身近にできる佐古ダムのことを知ってもらい、また水の大切さを学んでもらおうと道前道後平野農業水利事業所が実施したものです。

児童たちは、係の人からダムの話を聞いた後、将来ダムの底になる場所に生き生きと絵を楽しくそくに書いていました。

ダムは、平成一三年春に完成し、一年間安全性などを確認した後、いよいよみなさんの大事な水を守っていく予定です。



ものすごい振動にびっくり



元気にお神輿もかきました

## 二〇〇〇年に一度

### 年賀状発売

一月一日、年賀はがきの発売が開始されました。

重信郵便局では、発売初日の記念イベントとして、南吉井保育所の園児による太鼓と獅子舞いが披露されました。

郵便局では、「一月一日は記念すべき二〇〇〇年の幕開け。一月二〇日までに投函した年賀状には二〇〇〇・一・一の記念スタンプを押します。」と呼びかけています。

年賀状は、一月一五日から受け付け、二四日頃までに出せば、元旦に届くそうです。

## あぶないよ ひとりぼっちに したその火

### 防火パレード

秋の全国火災予防週間中の一月一四日、町内で防火パレードが行われ、町民のみなさんに火災予防を呼びかけました。

また、消防団員はパレードの後、消火栓・消防自動車の点検等を行いました。

冬は空気がとても乾燥する季節であり、また火を使う機会が多いため、火災が起こりやすい時期でもあります。

出かける時や寝る前には、必ず火の元を確認しましょう。



## 今年も多彩に

### 文化祭実施

一月五日、暖の太鼓演奏で幕を明けた第三五回文化祭。

町民会館・図書館などを会場に、三日間、多くの人が音楽・映画・書道・囲碁など多彩な文化に触れました。



バザー(7日)も大にざわい



# 戸籍の窓

(11月10日までの届出分)

## 出生(おめでとう)

住 所	出生児	保護者	生年月日
野田2丁目	竹内 愛	賢	9・29
牛 渕	池田 恵	政治	10・1
樋 口	杉原亜沙華	勇記	10・1
志津川	佐野祥太	晴則	10・3
北野田	松田桃子	孝治	10・6
野田3丁目	越智雅文	清秀	10・8
横河原	藤田太一	宏孝	10・10
田 窪	上永瑞起	雅樹	10・11
志津川	山縣実侑	英久	10・11
牛 渕	大北野乃	智彦	10・13
志津川	神野歌音	太郎	10・14
野田2丁目	山内乃垂	康志	10・16
志津川	松田悠太	健	10・19
野田1丁目	堀池知里	博文	10・20

## 出生(おめでとう)

住 所	出生児	保護者	生年月日
見奈良	妹尾昂汰	強	10・21
志津川	若江法子	丈三	10・22
志津川	八塚 愛	英二	10・22
志津川	大家梨奈	智一	10・28
野田3丁目	永井美遊	聡	10・29
田 窪	渡部翔太	和幸	11・3

## 死亡(お悔やみ申し上げます)

住 所	氏 名	年 令	死亡の日
下 林	杉本フミエ	85	10・12
北野田	井門竣祐	52	10・14
南野田	宮内 隆	53	10・16
見奈良	渡邊 貞	91	10・25
志津川	藤原一二美	51	10・25
山之内	大野キヌ子	89	10・28
志津川	黒田住男	72	10・28
横河原	高須賢フチエ	81	10・30
田 窪	黒田美和子	65	11・2
下 林	森 啓之	52	11・3
山之内	渡部春茂	75	11・6
田 窪	片山義治	55	11・6
上 林	山内ユキエ	87	11・6
田 窪	佐藤康雄	51	11・9
樋 口	恒岡 睦	76	11・9

**おめでと**

満2歳



杉田 悠美子ちゃん  
(H9.12.15生)

「お外に出るのが大好き。  
これからはみんなを  
楽しませてネ。」  
(父・悠二 母・順子)見奈良

元気な重信っ子を募集します! 掲載ご希望の方はお誕生月の前月10日までに、写真に保護者のコメントを添えて役場総務課までお送り下さい。

# 町民カレンダー

日曜	行 事 名	と き	と ころ	日曜	行 事 名	と き	と ころ
<b>12月</b>				<b>20月</b>			
1(水)	公共施設利用申し込み受け付け(3月分)	9:30~10:00	町 民 会 館	21(火)	移動図書館車(北吉井幼稚園)		
	読書会「源氏物語」	13:30~15:30	町 民 会 館		粗大ごみ(横河原・田窪団地区以外)		
	移動図書館車(重信幼稚園)			22(水)	心配ごと相談所	13:00~15:00	町 民 会 館
2(木)	中央レディース学級	13:30~16:00	町 民 会 館		移動図書館車(志津川・八反地・西岡・田窪・牛渕・牛渕団地・自衛隊官舎)		
	移動図書館車(拝志小学校)			23(木)	祝日のためごみ収集しません		
3(金)	移動図書館車(上林小学校)				当番医 辻井循環器科内科小児科 重信町田窪 番964-0013		
4(土)	人権を語る集い	13:30~	町 民 会 館	24(金)	移動図書館車(上村・下林・上林)		
	燃やさないごみ(空き缶・金属類、びん・ガラス類)(全地区)			25(土)	お話し会	14:00~15:00	図 書 館
	燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区)				燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区以外)		
5(日)	粗大ごみ(横河原区)				粗大ごみ(田窪団地区)		
	当番医 生島眼科	重信町野田 番960-5000		26(日)	廃棄図書交換市		図 書 館
6(月)	星空教室	19:30~21:30	町 民 会 館		当番医 国立療養所愛媛病院 重信町横河原 番964-2411		
7(火)	移動図書館車(北吉井幼稚園)				図書館(1月3日まで休館)		
8(水)	移動図書館車(志津川・八反地・西岡・田窪・牛渕・牛渕団地・自衛隊官舎)			27(月)	固定資産税第3期・国民健康保険税第7期納期限		
9(木)	行政・心配ごと相談所	13:00~15:00	町 民 会 館		水道使用料(10・11月分)納期限		
	移動図書館車(上樋団地・播磨台団地・野田・新村・北野田)			28(火)	官公庁仕事納め		
10(金)	移動図書館車(上村・下林・上林)			29(水)			
11(土)	お話し会	14:00~15:00	図 書 館	30(木)			
	燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区以外)			31(金)	ごみ収集・し尿収集1月3日まで休み		
12(日)	廃棄図書交換市		図 書 館		当番医 西野内科クリニック 重信町牛渕 番964-2200		
	当番医 石川小児科	重信町横河原 番955-0333		<b>1月</b>			
13(月)				1(土)	当番医 国立療養所愛媛病院 重信町横河原 番964-2411		
14(火)	移動図書館車(山之内・樋口・横河原)				燃やさないごみ(空き缶・金属類、びん・ガラス類)(全地区)		
15(水)	読書会「源氏物語」	13:30~15:30	町 民 会 館		燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区)		
	移動図書館車(重信幼稚園)			2(日)	粗大ごみ(横河原区)		
16(木)	人権相談所	10:00~15:00	役 場		当番医 中川病院 松山市南梅本町 番976-7811		
	移動図書館車(拝志小学校)			3(月)	当番医 藤本内科クリニック 重信町横河原 番960-5500		
17(金)	移動図書館車(上林小学校)				官公庁仕事始め		
18(土)				4(火)	公共施設利用申し込み受け付け(4月分)	9:30~10:00	町 民 会 館
	燃やさないごみ(空き缶・金属類、びん・ガラス類)(全地区)			5(水)	読書会「源氏物語」	13:30~15:30	町 民 会 館
19(日)	燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区)			6(木)			
	粗大ごみ(横河原区)			7(金)			
	当番医 西村内科	重信町志津川 番964-2461		8(土)	お話し会	14:00~15:00	図 書 館